

別紙（諮問第37号）

公文書	実施機関の決定	
	開示しない部分	開示しない理由
平成9年度違反建築物是正伺い等一件(平成10年2月6日新土第1556号)		
違反建築物是正について(伺)(平成10年2月4日起案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物所在地の内大字名以下の地名及び地番</li> <li>・建築主の住所及び氏名</li> <li>・郵便番号</li> </ul>	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計者、施工者の所在地、法人名及び代表者名</li> </ul>	<p>条例第7条第3号該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
是正書(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築主の住所及び氏名</li> <li>・建築物所在地の内大字名以下の地名及び地番</li> </ul>	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計者、施工者の所在地、法人名及び代表者名</li> </ul>	<p>条例第7条第3号該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
封筒(写)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名の郵便番号、所在地、法人名及び代表者名</li> </ul>	<p>条例第7条第3号該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
封筒(写)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名の郵便番号、住所及び氏名</li> </ul>	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。</p>
経過書1枚目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物所在地が特定できる記述</li> <li>・道路名、幅員及び町道認定日</li> <li>・建築主名及び勤務地</li> </ul>	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工者の法人名</li> </ul>	<p>条例第7条第3号該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>

経過書 2 枚目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工者の従業員名</li> <li>・ 建築物所在地が特定できる記述</li> <li>・ 建築主名</li> </ul>	<p>条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工者の法人名</li> </ul>	<p>条例第 7 条第 3 号該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
配置図	全部	<p>条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p>
付近見取り図	全部	<p>条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。</p>
現場写真	全部	<p>条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p>
詳細図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製図担当者印</li> <li>・ 製図担当者名</li> </ul>	<p>条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業名</li> <li>・ 製品名称</li> </ul>	<p>条例第 7 条第 3 号該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
平成 1 0 年度建築物防災改善指導等伺い等一件（平成 1 1 年 2 月 2 3 日東新建第 1 6 2 2 号）		
建築物防災改善指導等について伺い（平成 1 1 年 2 月 1 9 日起案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人名</li> <li>・ 施設の名称</li> <li>・ 施設所在地の内町名以下の地名及び地番</li> </ul>	<p>条例第 7 条第 3 号該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
防災査察点検表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物名称</li> </ul>	<p>条例第 7 条第 3 号該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
特殊建築物の防災改善について通知文（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人名</li> </ul>	<p>条例第 7 条第 3 号該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権</p>

		利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。
改善指示書（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人名</li> <li>・ 対象建築物の名称、所在地の内町名以下の地名及び地番、階数及び構造</li> </ul>	<p>条例第 7 条第 3 号該当</p> <p>法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
改善計画実施報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人名、法人印、支店名、支店長名及び支店長印</li> <li>・ 施設の名称</li> </ul>	<p>条例第 7 条第 3 号該当</p> <p>法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
現場写真	全部	<p>条例第 7 条第 3 号該当</p> <p>法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>